



農業委員会だより

発行：南種子町農業委員会

編集：農業委員会振興部

電話：農業委員会事務局

0997-26-1111

(内線 300・301・302)

Minamitane Town Board of Agriculture Information



目 次

新年のご挨拶・農業委員会の主な活動内容	2
農業委員・農地利用最適化推進委員の紹介	3
農地貸借制度・農地売買等事業・農地パトロールを実施	4
農地転用・農地の貸し借りや売買・相続等	5
令和5年現地調査・定例総会予定表・令和3年度農業委員会事務処理状況	6
農業者年金に加入して安心して豊かな老後を・新規参入企業の紹介	7
新規就農者紹介・全国農業新聞・編集後記	8



南種子町農業委員会
会長 石堂 かよ子

新年あけましておめでとうございます

新年、あけましておめでとうございます。

ご家族お揃いで輝かしい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年を振り返りますと、新型コロナウイルスの感染拡大はあったものの、本町においては、ロケット祭やふるさと祭が久しぶりに開催されるなど、イベントや地域行事等が徐々に開催できるようになったことは大変喜ばしいことだと思います。1日でも早い新型コロナウイルスの終息を願ってやみません。

さて、令和4年産早期水稻は、カメムシ被害による部分着色粒や充実不足等により、1等米比率は約49.6%となりました。サツマイモについては、令和3年度から基腐病の発生が本町でも確認されております。基腐病対策の基本である「病原菌を持ち込まない、増やさない、残さない」を徹底していただきたいと思います。令和4/5年産のサトウキビについては、台風14号の影響等により減収の見込です。このような中、本町では2名の新規就農者がいました。今後益々のご発展をご祈念いたします（詳しくは本紙8ページに紹介しております。）。

又農業委員会としては、ウクライナ情勢による生産資材・原材料価格の高騰や農業者の高齢化が進行する中、地域の農地を守り、農業生産力を向上させることが喫緊の課題であります。課題解決には、広く農業者の声をくみ上げ、行政機関等に対し意見を提出するとともに、担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止と解消、新規参入の促進を通じて、地域農業の発展に寄与することが農業委員会に与えられた使命です。農業委員・農地利用最適化推進委員が一体となって、課題解決に取り組んで参りますので、今後とも皆様の変わらぬご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、令和5年も更なる飛躍が期待されることを願いつつ、今年の豊作と皆様のご健康とご多幸をご祈念申し上げ、新年のご挨拶といたします。

南種子町農業委員会の主な活動内容

農業委員会は、農業者の公的代表として、農業生産の基盤となる農地を貴重な資源と位置づけ、農地を守り有効利用を図るため、農地パトロールを実施し、遊休農地の調査・解消、無断転用の防止に努めております。

法令業務としまして、農地の権利移動や農地転用などの許認可につきまして制度の適正な運用を図り公正・公平な審議に努めております。

★ 農業委員

1. 農地の貸借や売買の許可・決定など及び農地転用などへの意見
 - 1) 農地の貸借や売買の許可・決定
 - 2) 遊休農地に対する措置
 - 3) 農地転用許可への意見※違反転用への対応
2. 農地利用最適化推進指針等の作成

★ 農地利用最適化推進委員

1. 担当地区内の農地利用の最適化のための実践活動が主体
 - 1) 担い手への農地利用の集積・集約化
 - 2) 遊休農地の発生防止・解消
 - 3) 新規参入への支援活動
2. 総会などに出席し、農地利用の最適化推進
3. 農地利用最適化推進指針の作成に参画

農地に関する相談は、ご気軽にお近くの農業委員・農地利用最適化推進委員又は農業委員会事務局へお問い合わせください。

南種子町農業委員の紹介

※農地に関する相談等は、各地区担当の農業委員・農地利用最適化推進委員へ

氏 名	担当地区	TEL	氏 名	担当地区	TEL
石堂 かよ子 ＜会 長＞	莖永全域	26-7645	小山 幸良	島間（仲之町・小平山）	090-1928-4860
西田 三郎 ＜職務代理＞	上中（上野・焼野・仲西・西之町・山崎）	090-1874-2408	寺内 秀昭	下中全域	090-8913-8636
高田 真盛	西之（崎原・下西目・小田・前之原）	26-6467	河野 律雄 ＜振興部長＞	西之（田代・本村・平野・上瀬田・野大野）	090-7444-2564
牛野 進一郎	西海全域	26-0654	古市 道則 ＜農地部長＞	長谷全域	26-0524
久保田 力雄	島間（田尾・向方・大久保）	090-1978-4937	中島 一三	平山全域	26-7656
砂坂 浩一郎	西之（木原・野尻・砂坂・管造牧）	090-3608-8193	中之蘭 堅二郎	上中（大字都・上之平・本町・共栄・新栄町・河内）	090-2586-6973



石堂 かよ子



西田 三郎



高田 真盛



牛野 進一郎



久保田 力雄



砂坂 浩一郎



小山 幸良



寺内 秀昭



河野 律雄



古市 道則



中島 一三



中之蘭 堅二郎

南種子町農地利用最適化推進委員の紹介

氏 名	担当地区	TEL	氏 名	担当地区	TEL
向井 克巳	平 山	090-4582-0714	中峯 哲義	西 海	26-0470
片板 大作	莖 永	090-7380-4333	崎田 善昭	島 間	080-5216-8542
中園 廣行	下 中	26-6549	雨田 俊孝	長 谷	26-0418
小脇 尚武	西 之	090-8296-4793	原田 晃生	上 中	080-2773-7512



向井 克巳



片板 大作



中園 廣行



小脇 尚武



中峯 哲義



崎田 善昭



雨田 俊孝



原田 晃生

農地を貸したい、借りたい人のための制度

農地中間管理機構

高齢化や後継者不足などで耕作が続けることが難しくなった農地を借り受け、認定農業者や集落営農組織などの担い手や新規に農業を始めたい方などに貸し付ける公的機関。農地の集積・集約化を進めるため、中間的受け皿となる組織です。

- ・農地の借り手が見つからない。
- ・面積を減らして経営農地の一部を貸したいと考えている。
- ・農業を引退したいので農地を誰かに貸したい。

出し手

貸出意向の表明

- 利用意向調査
- 人・農地プランアンケート

受け手

公募への応募

- 借りたい農地の情報

- ・経営農地の拡大を検討中の方！
- ・分散した農地の集約化を検討中の方！
- ・新規に農業を始めたい方！

あっせん・マッチング

農地を貸す期間はできるだけ10年以上とします。

農地中間管理機構

- 受け手（担い手）が見込める農地を借り、受け手（担い手）へ貸し付けます。
- 借受農地の管理を行います。

賃料は、地域の水準を基本とします。

農地売買等事業を活用してみませんか？

農地売買等事業の仕組み



所有者

離農・規模縮小したい
農地を相続したが売りたい

申出

耕作者

新規就農したい！
規模を拡大したい！

申出

市町村農業委員会

- ・売買相手方の調整
- ・売買額の設定
- ・借受者の経営状況の確認など

協議

鹿児島県地域振興公社 (農地中間管理機構)

- ・耕作者からの聞き取り
- ・現地調査・審査・各種事務手続きなど

買入後すぐに入金

買入



原則3年以内に売渡

売渡

～限りある農地を守るために！～

農地パトロールを実施！



農業委員会は、定期的に農地パトロールを実施しています。特に5月と11月を強化月間として位置づけ、農地部員による農地パトロールを実施しました。

農地の利用状況を確認し、遊休農地の解消など農地を有効利用する活動の一環としてパトロールを行います。

また無断転用や不法投棄されている農地はないか調査し、これらの農地については是正指導を行うこととしています。

農地の転用には許可が必要です。

農地の無断転用はぜったいダメ!

農地を農地以外に利用する場合は、農地法の規定による農地転用の許可が必要になります。

- 住宅を建てる
- 農業用施設を建てる（条件により届出のみの場合（自己所有農地の面積が200㎡未満）があります）
- 資材置場や建設残土捨て場にする
- 樹木を植林する
- 太陽光発電設備を設置する など



農地は、大切な食料の供給基盤です。

一度農地以外に利用されると元に戻すことは極めて難しいことから、転用は計画的な土地利用のもとに適切に行われる必要があります。具体的な転用目的の無い投機目的、資産保有目的での農地の取得は認められていません。許可を受けずに農地を転用する場合や、転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合には、罰則の適用もあります。

※農地を埋め立てたり、掘り下げをする場合も農業委員会へ届出する必要があります。

農地の貸し借りや売買はどうしたら？

農地を耕作目的で売買・貸借するには

農地を耕作目的のために所有権移転（売買・贈与・交換など）、または貸し借りをする場合は、農地法第3条の規定による許可が必要です。（所有権移転の登記の際には、この許可書が必要となります。）

- 今まではなんとか耕作してきたけど、後継者もいないので処分したい。
- 経営規模を拡大したい。自分の圃場の近くに農地を借りたい。
- 農地を相続したんだけど、自分では耕作できないし…誰か借りてくれる人はいないかな？

このような場合には、農業委員会またはお近くの農業委員・農地利用最適化推進委員へお気軽にご相談ください！



相続等によって農地を取得した場合には届出を

農地の相続等により、農地法の許可を受けることなく農地等の権利を取得した場合には、所在する農業委員会への届出が必要です。

- 届出が必要なのは相続（遺産分割及び包括遺贈を含む）、法人の合併・分割、時効等により農地等を取得した場合です。
- 権利の取得を知った日からおおむね10ヶ月以内に届出を行ってください。

※届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合には、10万円以下の過料に処せられます。なお、この届出によって権利取得の効力を発生させるものではありません。

農業委員会

届出



令和5年 現地調査・定例総会予定表

(研修センター・2F大会議室・傍聴可能)

申請書 締切り		現 地 調 査			定 例 総 会		
月	日	日	曜日	時間	日	曜日	時間
1 月	12/28	13	金	9:00	26	木	9:30
2 月	1/31	10	金	9:00	24	金	9:30
3 月	2/28	10	金	9:00	27	月	9:30
4 月	3/31	10	月	9:00	25	火	9:30
5 月	4/28	12	金	9:00	24	水	9:30
6 月	5/31	12	月	9:00	26	月	9:30
7 月	6/30	10	月	9:00	19	水	9:30
8 月	7/31	10	木	9:00	25	金	9:30
9 月	8/31	11	月	9:00	25	月	9:30
10 月	9/29	10	火	9:00	25	水	9:30
11 月	10/31	10	金	9:00	24	金	9:30
12 月	11/30	11	月	9:00	25	月	9:30

令和3年度 農業委員会関係事務処理状況

1. 利用権設定等事務(農地法第3条, 農業経営基盤強化促進法)

種 別		件 数	筆 数	面積(㎡)
3条	田	33	47	53,723
	畑		62	122,346
	計		109	176,069
農業経営基盤 強化促進法	田	19	29	26,007
	畑		28	86,420
	計		57	112,427
合 計		52	166	288,496

2. 農地法第4条・5条関係事務

上段: 件数・下段: 面積(㎡)

種 別	田	畑	計
4条申請	0	1	1
	0	1,354	1,354
5条申請	0	5	5
	0	5,362	5,362
計	0	6	6
	0	6,716	6,716

3. 非農地判断・非農地証明願

上段: 筆数・下段: 面積(㎡)

種 別	田	畑	計
非農地判断・ 非農地証明願	32	63	95
	32,613	32,929	65,542

4. 農地売買等事業

	件 数	面 積	金 額
買 入	3 件 (5筆)	12,688㎡	1,925,480 円
売 渡	4 件 (8筆)	16,511㎡	3,267,605 円
計	7 件 (13筆)	29,199㎡	5,193,085 円

農業者年金で安心・豊かな老後を！

～農業者の老後は国民年金だけでは不安です～

1. 農業に従事する方の老後の 安心に役立ちます

国民年金 + 農業者年金



2. 農業者なら広く加入できます

こんな方が加入できます。

- ①国民年金第1号被保険者
 - ②年間60日以上農業に従事
 - ③20歳以上60歳未満の方
- (条件を満たせば65歳まで加入できます)



3. 積立方式だから自分がかけた 金額は年金として生涯もらえ ます

仮に80歳前に亡くなっ
た場合でも、死亡一時金
が遺族に支給されます。



4. 保険料はいつでも変更できます

保険料は、月々2万円から
6万7千円まで。
(35歳以下は1万円
から)です。



5. 税制面の優遇措置が大きい

支払った保険料は全額社会保険料
控除となり、所得税や
住民税等の節税になり
ます。



6. 政策支援（保険料の国庫補助）

青色申告をしている認定
農業者の方(35歳未満)
は、1万円の補助があ
ります。



新規参入企業の紹介

有限会社かごしま有機生産組合種子島事業部

有限会社かごしま有機生産組合は、令和3年12月に南種子町と「有機農業を軸とした地域活性化に関する包括連携協定」を締結。有機農業の普及や新規就農者の確保、有機農業の技術支援、荒廃農地の復旧などを取り組み、持続可能なまちづくりを目指していこうというものです。

令和4年4月から長谷に事務所を構え、種子島事業部長として有馬さんが着任しました。さらに6月からは地域おこし協力隊の清水和雄さんと村山純樹さんが加わりました。さつまいも30アールの収穫を終え、現在は、ジャガイモ100アール、タマネギ40アールを作付けしています。

有馬さんは「自社としては、500アールまで作付けを拡大したい。また、町内での有機農業の生産者を増やしていき、地域に根差した有機農業を目指していきたい。」と話してくれました。



▲左から清水さん・有馬さん・村山さん



新規就農者紹介



いわさき りく
岩崎 大陸 (28歳)
(島間・小平山集落)

【経営内容】 さとうきび 400a
澱粉用甘しょ 16a ・ 水稻 40a

小さい頃から農業に興味があったことから、農業高校に進学。卒業後も、さらに農業の勉強をするため、九州・沖縄農業研修センター(久留米市)で2年間研修生として学んだ。その後は、熊本県にある有限会社北部農園に就職。自分でも農業経営をしてみたいと思い7年間勤務した北部農園を退職し就農した。

当面の目標としては、さとうきびを10ha以上に規模拡大し、地域の皆さんと協力して地域農業の発展に貢献したいと話してくれました。



いしどう ゆうじ
石堂 裕司 (48歳)
(荃永・松原集落)

【経営内容】
水稻 700a ・ 花卉 170a ・ カボチャ 30a
タマネギ 10a ・ ラッキョウ 10a
澱粉用甘しょ40a ・ バレイショ 10a

地元の高校を卒業後、南種子町役場に就職。もともと農業が好きで、休みの日には実家の手伝いをしていた。親も高齢となり、実家の農業を継ごうと決意し、昨年3月に役場を退職し就農。高齢農家が多くなってきていることから、労力軽減のため昨年からはドローンによる農薬散布の受託を始めた。耕作放棄地を増やさないよう地域の農地を守り、規模拡大を図っていきたいと話してくれました。

全国農業新聞



毎週金曜日発行 B3版 8~10頁建
購読料 1ヶ月 700円[送料, 税込み]

お申込みは農業委員会事務局・地区担当農業委員・
農地利用最適化推進委員へお問い合わせ下さい。

経営とくらしに役立つ情報をお届けします!



振興部長 河野 律雄
委員 石堂 かよ子
西田 三郎
高田 真盛
小山 幸良
寺内 秀昭

振興部では、年1回「農業委員会だより」を発行しています。委員会の活動報告や農政情報など少しでも多くの方々に農業に関する情報をわかりやすくお届けできたらと思っています。
ご意見や地域の話題がありましたら、ぜひお寄せください。
農業委員・農地利用最適化推進委員は、地域の農業者の代表として、また身近な相談相手として活動しています。新年を迎え、新たな気持ちで頑張りますので、今後ともご指導・ご協力をよろしくお願いします。

編集後記